「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」に基づく

管理状況屆出制度

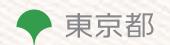
のご案内

要届出マンション の管理組合は、管理 状況の届出を行う 必要があります。



東京都は、マンションの管理不全を予防し、適正な管理を促進すること等により、良質なマンションストックの形成等を図り、都民生活の安定向上及び市街地環境の向上に寄与するため、「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」を平成31(2019)年3月に制定しました。

この条例では、要届出マンションの管理組合に、管理状況について届け出ていただく「管理状況届出制度」を創設しました。管理状況に応じて、助言や専門家の派遣などの支援を実施していきます。





条例を制定した背景

東京において分譲マンション(以下「マンション」という。)は、主要な居住形態として広く普及し、都市や地域社会を構成する重要な要素となっています。一方で、建物の老朽化と居住者の高齢化といった「二つの老い」が進行しており、一たびマンションが管理不全*1に陥れば、周辺環境にも深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

このような状況を踏まえ、①都や管理組合、事業者等の責務の明確化、②管理組合による管理状況の届出、③管理状況に応じた助言・支援等の実施について規定する「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例(以下「条例」という。)」を制定しました。

※1 管理不全:マンションの維持・管理や修繕が適切に行われず、外壁が落下するなど周辺にも悪影響を与えている状態



条例の目的

マンションに関わる者の協力の下、マンションの管理の主体である管理組合に対し、行政が積極的に関わり、マンションの管理不全を予防し、適正な管理を促進するとともに、その社会的機能*2を向上させることにより、良質なマンションストック及び良好な居住環境の形成並びにマンションの周辺における防災・防犯の確保及び衛生・環境への悪影響の防止を図り、もって都民生活の安定向上及び市街地環境の向上に寄与することを目的としています。

※2 社会的機能:マンションの居住者と周辺の住民との防災、防犯等における連携による地域社会の形成、マンションの環境性能の向上等の社会的な貢献を果たすこと。





条例の主な内容



都や管理組合、 事業者等の責務の 明確化

都をはじめ、管理組合 や関係事業者等の責務 を明確にしています。 2

管理組合による管理状況の届出

要届出マンションの管理組合は、管理状況の 届出が必要です。 3

管理状況に応じた 助言・支援等の 実施

届出によって把握した 管理状況に応じて、助 言・支援等を行います。



1 都や管理組合、事業者等の責務の明確化

条例では、都をはじめ、マンションの管理の主体である管理組合や区分所有者等、マンション管理士、マンション管理業者、マンション分譲事業者の責務を規定しています。

●管理組合の責務

管理組合は、マンションの管理の主体として、法令及びこの条例(以下「法令等」という。)の定めるところにより、マンションを適正に管理するとともに、マンションの社会的機能の向上に向けて取り組むよう努めなければならない(条例第5条第1項)。

東京におけるマンションの管理の適正化に関する指針

都は、条例に基づき、管理組合が、マンションの適正な管理の推進及び社会的機能の向上に資する取組を実施する際の具体的な指針「東京におけるマンションの管理の適正化に関する指針」を令和元(2019)年10月31日に制定・公示しました。

指針の概要(主なもの)

- **管理組合の運営**は、情報の開示、運営の透明化等を図りながら、**区分所有者等の合意に基づいて行う**ことが必要である。
- 区分所有者等は管理者を選任し、管理者等は法令等を遵守し、誠実に職務を執行する必要がある。
- **管理規約等は、マンション管理の最高自治規範**である。管理規約等は、区分所有者等や居住者の間で遵守され、**居住実態や社会環境の変化に応じたものとすること**が必要である。
- 少なくとも年1回総会を、2か月に1回理事会を開催することが必要である。
- ●管理費及び修繕積立金の額並びにそれらの徴収方法は、マンションの管理及び維持保全の実態に応じたものとすることが必要である。
- 計画的な修繕工事を円滑に実施するため、マンションの実情に応じて、専門委員会の設置等が必要である。また、必要に応じて第三者的立場の専門家による公正かつ客観的なアドバイスを受けることが重要である。

指針の内容を分かりやすく解説した 「マンションの管理のポイント」をご活用ください!

この冊子は、東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課 の窓口などで配布しています。

また、「東京都マンションポータルサイト」にて、PDFファイルのダウンロードが可能です。





2 管理組合による管理状況の届出

要届出マンションの管理組合は、管理状況の届出が必要です。 届出後は、前回の届出から5年以内ごとに更新届出を行う必要があります。

●要届出マンション

昭和58 (1983) 年12月31日以前に新築されたマンションのうち、 居住の用に供する独立部分が6以上であるもの



◆ 新築年月日の確認方法

新築年月日は、登記事項証明書(登記簿)に記載されている日付を基に判断します。

●届出事項

それぞれの事項について、有無のチェックのほか、簡単な数字の記入を行います。

管理不全を予防するたと	めの必須事項		・取組の有無について √ ・その他、簡単な数字の記
管理組合	√ ある □ ない		
管理者等			
管理規約		最終改正年(西暦)	2018 年
AN A BEAU	年1回以上の開催	√ ある □ ない	
総会開催	護事録		10
管理費	☑ ある □ ない		
修繕積立金	■ ある □ ない	m'当たり月額	220 円/㎡(月当たり)
修繕の計画的な実施 (大規模な修繕工事)	☑ ある □ ない	直近実施年(西暦)	2017 年

◆ 留意事項

届出内容は、都と区市町村とで共有させていただきます。また、条例の施行のほか、マンションの建替えや耐震化の促進に関する施策の実施に当たっての基礎資料及び連絡先として利用する場合がありますが、行政目的以外に利用することはありません。

●届出の種類と届出方法

届出には3つの種類があります。

- ①新規届出 初めて届出を行う際に提出します。
- ②更新届出 前回の新規届出又は更新届出から5年以内ごとに提出します。
- ③変更届出 既に届け出た内容に変更がある場合に提出します。

届出方法は、以下の2つの方法からお選びください。

1 **管理状況届出システムへの入力** インターネットからシステムにログインし、届出事項を入力

マンションが所在する区市町村への届出書の提出

届出書に届出事項を記入し、区市町村の担当窓口(本冊子13ページ)へ 郵送又は直接持参 ※郵送などにかかる費用は自己負担となります。

届出方法の詳細はこちらをご覧ください

初めて届出を行う方・届出の更新を行う方はこちら

◆管理状況届出システムへの入力によって新規届出・更新届出を行う場合





本冊子の 5、6ページを ご覧ください。



「操作マニュアル」を ご覧ください。 (本ページ下段参照)

区市町村への届出書の提出によって新規届出・更新届出を行う場合





本冊子の 7、8ページを ご覧ください。





本冊子の 9、10ページを ご覧ください。

既に届け出た内容を変更する方はこちら

◆管理状況届出システムへの入力によって変更届出を行う場合







本冊子の 11ページをご覧ください。

▶区市町村への変更届出書の提出によって変更届出を行う場合







本冊子の 12ページをご覧ください。

「操作マニュアル」や 「記入の手引」 などはこちら

管理状況届出システムの「操作マニュアル」、届出書 の「記入の手引」や「よくある質問」は、東京都マン ションポータルサイトに掲載しています。

東京都マンションポータルサイト

Q検索

管理状況届出制度に関する お問合せはこちら

管理状況届出制度に関するお問合せにお答えする 「分譲マンション総合相談窓口」を開設していま す。

(詳細は、本冊子の裏表紙をご覧ください。)

届出により、マンション管理士などの専門家派遣が無料で受けられます!

届出を行った管理組合は、その管理状況に応じて、管理や建替え・改修について、マンショ ン管理士などの専門家による講義や個別具体的な相談に対するアドバイスを無料で受ける ことができます。

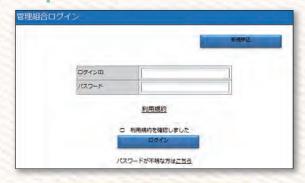
※詳細は、本冊子14ページをご覧ください。



管理状況届出システムによる届出① ~新規届出·更新届出を行う場合~

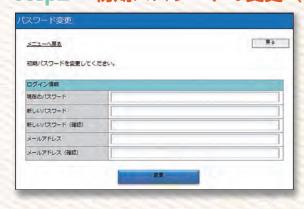
管理状況届出システム URL https://www.mansion-todokede.metro.tokyo.lg.jp/

Step1≫ 初回ログイン



- 1上記URLから、システムへのログイン画面を開きます。
- 2ログインIDとパスワード※を入力してください。
- ③利用規約をよくお読みの上、「利用規約を確認しました」にチェックして、ログインボタンを押して ください。
- ※1 ログインIDと初期パスワードは、制度開始時に東京都から送付された 通知書に記載されています。
- ※2 ログインIDやパスワードが不明な場合は、東京都住宅政策本部民間住宅部 マンション課までお問い合せください。 (全03-5320-4913)

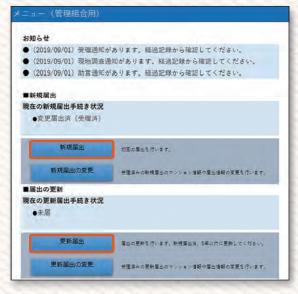
Step2≫ 初期パスワードの変更(初回ログイン時のみ)



初回のログイン時は、ログインボタンを押すと、 初期パスワードの変更画面が開きます。

- ① 「現在のパスワード」の欄に通知書に記載されているパスワードを入力してください。
- ② 「新しいパスワード」、「新しいパスワード(確認)」の 欄に、設定したいパスワードを入力してください。**3
- ※3 パスワードは届出の変更等を行う際に必要になりますので、理事長の交代などにより、届出に関する行政(都や区市町村)との連絡窓口となる方が変わる場合は、必ず引き継いでください。
- ③ 「メールアドレス」、「メールアドレス (確認)」の欄に連絡用のメールアドレスを設定してください。
- 4入力内容を確認し、変更ボタンを押してください。

Step3≫ メニュー画面から届出を選択

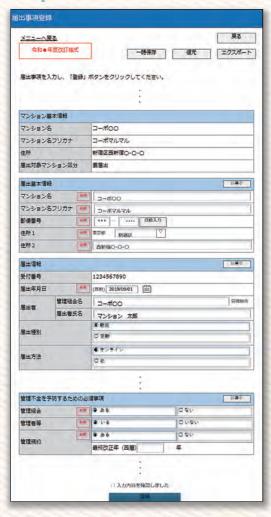


変更ボタンを押すと、メニュー画面が開きます。

●初めて届出を行う場合は「新規届出」、届出の更新を行う場合は「更新届出」を選択してください。

管理状況届出システムによる届出2 ~新規届出・更新届出を行う場合~

Step4≫ 届出内容の登録



「新規届出」または「変更届出」を選択すると、 届出事項の登録画面が開きます。

- ①画面上の指示に従って届出内容を入力してください。※⁴
- $\frac{**4}{\text{BLP}}$ 届出内容の入力に当たっては、本冊子の7ページ以降に記載されている記入方法をご参照ください。

届出内容(入力する項目名)

- ●届出基本情報 ●届出情報 ●マンションの概要
- ●管理不全を予防するための必須事項
- ●適正な維持管理に関する事項
- マンションの社会的機能の向上に資する取組に関する事項
- ●連絡先



『管理不全を予防するための必須事項』 のいずれかに 「ない」 又は 「いない」 と 回答した場合

管理組合や区分所有者等の協力を得て、 ヒアリングなどにより管理状況を確認することがあります(詳細は、本冊子14ページをご覧ください。)。

②入力した内容等をご確認の上、ページ下部の「入力 内容を確認しました」にチェックして、登録ボタン を押してください。

Step5≫ 受理・助言通知の確認



- ・届出は、区市町村が届出内容を確認した後、受理 されます(届出登録から受理までは時間を要する 場合があります。)。
- ・届出の際に「連絡窓口」に入力したメールアドレスに、届出の受理通知や、管理状況に応じた助言 通知が届きます。
- ①メールに記載されているURLをクリックし、ログインしてください。
- ②メニューから、「経過記録」を選択してください。
- ③経過記録一覧表の右端の列の「参照」から、「帳票表示」を選択すると、届出受理の通知や助言通知をご確認いただけます。

届出書による届出① ~新規届出・更新届出を行う場合(単棟型マンション) ~

届出書の表面の記入方法

1

消せるボールペン・修正液は、使用不可

① 新規・更新

初めて届出を行う場合は「新規」に、 届出の更新を行う場合は「更新」に チェックしてください。

- ② 届出者 (理事長印などの押印は不要)
- i 管理組合が届出を行う場合 管理組合名をご記入ください。 なお、氏名の記入は、任意です。
- ii 区分所有者が届出を行う場合 管理組合名は記入せず、 氏名のみご記入ください。

8 戸数

住戸だけでなく、事務所・店舗等を含む全体の数(専有部分の数)をご記入ください。

例:住戸数35・店舗数3の場合、38戸

4 新築年月日

登記事項証明書(登記簿)に記載されている日付をご記入ください。

6 管理業者名

フリガナ欄への記載は、スペースに 限りがあるため、一部省略していた だいて結構です。

6 管理不全を予防するための 必須事項

i 管理組合

管理組合が設立されている場合の ほか、区分所有者の定期的な会合 や管理費の徴収が行われているな ど、管理に関する活動が実態的に行 われている場合も「ある」とします。

ii 管理者等

管理者等*1が選任されていない場合であっても、実態的に管理する人がいる場合は、「ある」とします。

※1 マンションの管理の適正化の推進に関する法 律第2条第4号に規定する管理者等



iii 総会*2開催

「議事録」は、届出日 の直近の総会議事録 が作成されている場 合は、「ある」とします。

※2 建物の区分所有等に関す る法律第3条及び第65条 に規定する集会

iv 管理費・修繕積立金

金額について、区分所有 者間で取り決めがある 場合は、「ある」とします。

v 修繕の計画的な実施

建物全体又は複数の部位について行う工事を定期的に実施している場合は、「ある」とします。

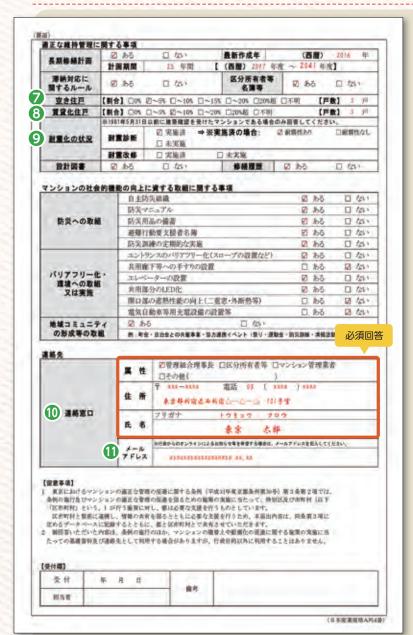
例: 外壁塗装、屋上防水等

届出書による届出② ~新規届出・更新届出を行う場合(単棟型マンション)~

●届出書の裏面の記入方法



/ 消せるボールペン・修正液は、使用不可



2 空き住戸

1年以上空室になっている住戸の割 合又は戸数をご記入ください。

3 賃貸化住戸

賃貸されている住戸の割合又は戸数 をご記入ください。

9 耐震化の状況

昭和56(1981)年5月31日以前に 建築確認を受けたマンションのみご 回答ください。

▼耐震診断

簡易診断又は精密診断を実施した場合は、「実施済」にチェックしてください。また、精密診断でIs値が0.6以上(簡易診断の場合は、0.8以上)だった場合は、「耐震性あり」にチェックしてください。

● 連絡窓口

都や区市町村からご連絡する際の窓口となる方の「属性」「住所」「氏名」をご記入ください。

① メールアドレス

区市町村からの届出書の受理通知や助言通知を管理状況届出システムで受け取ることを希望する場合や、その他お知らせ等をメールにて受け取ることを希望する場合は、ご記入ください。



⑥『管理不全を予防するための必須事項』のいずれか に「ない」又は「いない」と回答した場合

管理組合や区分所有者等の協力を得て、ヒアリングなどにより管理状況を確認することがあります。 (詳細は、本冊子14ページをご覧ください。)

届出書による届出① ~新規届出・更新届出を行う場合(団地型マンション) ~

ていない部分の回答が、全棟で同じである場合は、その回答を「基となる1枚」にのみ記入してください。 □で囲まれていない部分の回答が **▼**A棟 **▼**C棟 A棟、B棟、C棟全て同じ場合の届出 届出書 届出書 A棟 B棟 C 棟 「基となる1枚」※ それ以外の棟 □のみ記入 全項目に記入 ● 「基となる1枚」の記入方法 ▶記入例(7、8ページ) ※どの棟を「基となる1枚」に記入するか(上記例ではA棟)は、 ●それ以外の棟の記入方法▶記入例(9、10ページ) 届出を行う団地管理組合で決めていただいて構いません。

●届出書の表面の記入方法

! 消せるボールペン・修正液は、使用不可

① 新規・更新

初めて届出を行う場合は「新規」に、 更新の届出を行う場合は「更新」に チェックしてください。

- 2 届出者 (理事長印などの押印は不要)
- i 棟別管理組合が中心となって 管理している場合

「▲▲団地○号棟管理組合」とご記入く ださい。なお、氏名の記入は、任意です。

- ii 団地管理組合が中心となって 管理している場合
 - 「▲▲団地管理組合」とご記入ください。なお、氏名の記入は、任意です。

3 マンション名

号棟までご記入ください。

4 戸数

各棟における、住戸だけでなく、事務 所・店舗等を含む全体の数(専有部分 の数)をご記入ください。

例:住戸数35・店舗数3の場合、38戸

⑤ 新築年月日

登記事項証明書(登記簿)に記載されている日付をご記入ください。

6 管理不全を予防するための 必須事項

本冊子7ページ「⑥管理不全を予防する ための必須事項」のiv、vをご覧ください。

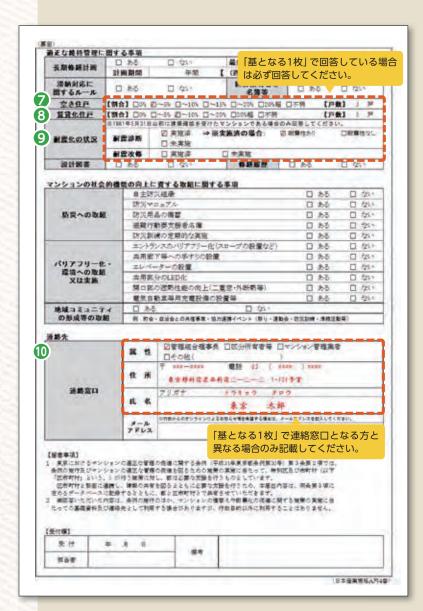


届出書による届出② ~新規届出・更新届出を行う場合(団地型マンション)~

届出書の裏面の記入方法



消せるボールペン・修正液は使用不可



7 空き住戸

各棟における、1年以上空室になっ ている住戸の割合又は戸数をご記入 ください。

8 賃貸化住戸

各棟における、賃貸されている住戸 の割合又は戸数をご記入ください。

9 耐震化の状況

昭和56(1981)年5月31日以前に 建築確認を受けたマンションのみご 回答ください。

▼耐震診断

簡易診断又は精密診断を実施した場合 は、「実施済」にチェックしてください。 また、精密診断でIs値が0.6以上(簡易 診断の場合は、0.8以上)だった場合は、 「耐震性あり」にチェックしてください。

⑩ 連絡窓□

各棟の連絡窓口となる方が、管理組 合の理事長でない場合、属性は「その 他」にチェックして、「○号棟代表者」 と記載してください。



⑥『管理不全を予防するための必須事項』のいずれか に「ない」又は「いない」と回答した場合

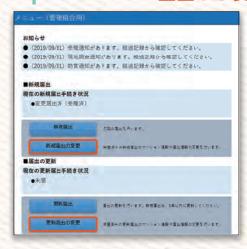
管理組合や区分所有者等の協力を得て、ヒアリングなど により管理状況を確認することがあります。 (詳細は、本冊子14ページをご覧ください。)

管理状況届出システムによる変更届出 ~既に届け出た内容を変更する場合~

管理状況届出システム URL https://www.mansion-todokede.metro.tokyo.lg.jp/

もしくは、東京都マンションポータルサイトからアクセス 東京都マンションポータルサイト Q検索

Step1≫ メニュー画面から変更届出を選択



管理状況届出システムのトップページから ログインIDとパスワードを入力し、 ログインボタンを押すと、メニュー画面が開きます。

①メニューから、「新規届出の変更」または「更新 届出の変更」を選択してください。

Step2≫ 変更する届出内容の登録



「新規届出の変更」または「更新届出の変更」を 選択すると、届出事項の登録画面が開き、前回の 届出内容が画面に表示されます。

- ●画面上の指示に従って、変更があった部分の届出内容を変更してください。*1
- ※1 変更届出内容の入力に当たっては、本冊子の12ページに記載されている記入方法をご参照ください。
- ②入力した内容等をご確認の上、ページ下部の「入力内容を確認しました」にチェックして、登録ボタンを押してください。

届出書による変更届出 ~既に届け出た内容を変更する場合~

下記の(1)又は(2)に該当する場合は、「マンション管理状況届出事項変更等届出書」をご提出いただく必要があります。

- (1) 既に届出を行っており、届け出た内容に変更がある場合 ▶記入例(12ページ)
- (2)建て替えたり、取り壊したりして、対象のマンションがなくなった場合
 - ▶ 「東京都マンションポータルサイト」から「記入の手引」をご覧下さい

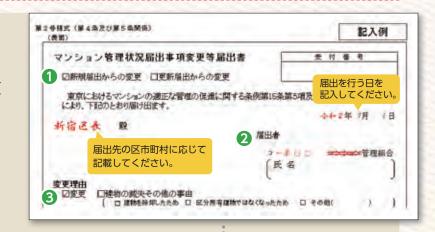
●1 変更届出書の表面(上)の記入方法

● 新規届出からの変更

・更新届出からの変更*

「新規届出からの変更」または「更 新届出からの変更」にチェックし てください。

- 2 届出者 (理事長印などの押印は不要)
- i 管理組合が届出を行う場合 管理組合名をご記入ください。 なお、氏名の記入は、任意です。
- ii 区分所有者が届出を行う場合 管理組合名は記入せず、氏名のみご記入ください。



3 変更理由

変更理由を選択してください。

●2 変更した項目の記入方法

管理状況*が変更した場合

※管理不全を予防するための必須事項、適正な維持管理に関する事項、マンションの社会的機能の向上に資する取組に関する事項

関災への数額	自主防災組織	D 55	口体
	防災マニュアル	図 ある	□ to
	防災利益の債害	D 85	□ 46
	遊離行動要支援者名牌	□ #5	日松
	防災訓練の定期的な実施	日 ある	D 48
パリアフリーを・ 環境への取組 又は実施	エントランスのパリアフリー化(スロープの設置など)	D 85	II day
	会用部下等への手寸りの設置	D 86	□ /2×
	エレベーターの設置	日ある	口体
	表用部分の4.ED化	D 85	□ 725
norm.	間口部の連熱性能の向上(二重度・外断熱等)	D 86	日松
	電気自動車等用光電設備の設置等	□ 355	日如
地域コミュニティ	D 36		
の形成等の取組	例、物金・森油金との内留事業・協力連携イベント(祭刊・運動会・放災訓練・選頭活動等)		

防災マニュアルが「ない」から「ある」に 変更した場合の記入例

4 管理状況

変更がある項目のみ、チェックしてください。

変更がない項目は、チェックする必要は ありません。

連絡窓口が変更した場合



6 連絡窓□

変更後の連絡窓口の属性・住所・氏名をご 記入ください。*

※管理組合理事長が連絡窓口となっている場合で、理事長が変わった際には、連絡窓口を変更していただきますようお願いします。



※窓口の最新の情報や、住所(届出書の郵送先)については、「東京都マンションポータルサイト」でご確認ください。

区の担当窓口

区名	部署名·電話番号		
千代田区	環境まちづくり部 住宅課	03-5211-4312	
中央区	都市整備部 住宅課	03-3546-5466	
港区	街づくり支援部 住宅課	03-3578- 2223,2224,2346	
新宿区	都市計画部 住宅課	03-5273-3567	
文京区	都市計画部 住環境課	03-5803-1374	
台東区	都市づくり部 住宅課	03-5246-9028	
墨田区	都市計画部 住宅課	03-5608-6215	
江東区	都市整備部 住宅課	03-3647-9473	
品川区	都市環境部 住宅課	03-5742-6776	
目黒区	都市整備部 住宅課	03-5722-6841	
大田区	まちづくり推進部 建築調整課	03-5744-1416	
世田谷区	都市整備政策部 居住支援課	03-5432-2504	
渋谷区	都市整備部 住宅政策課	03-3463-3548	
中野区	都市基盤部 住宅課	03-3228-5564	
杉並区	都市整備部 住宅課	03-3312-2111 (内3547·内3548)	
豊島区	都市整備部 住宅課	03-3981-1385	
北区	まちづくり部 住宅課	03-3908-9201	
荒川区	防災都市づくり部 住まい街づくり課	03-3802-4454	
板橋区	都市整備部 住宅政策課	03-3579-2730	
練馬区	建築・開発担当部 住宅課	03-5984-1289	
足立区	都市建設部 住宅課	03-3880-5963	
葛飾区	都市整備部 住環境整備課	03-5654-8352	
江戸川区	都市開発部 建築指導課	03-5662-6389	

●市の担当窓□

市名	部署名•電話番号	
八王子市	まちなみ整備部 住宅政策課	042-620-7260
立川市	市民生活部 住宅課	042-523-2111 (内2562)
武蔵野市	都市整備部 住宅対策課	0422-60-1976
三鷹市	都市整備部 住宅政策課	0422-29-9704
青梅市	都市整備部 住宅課	0428-22-1111 (内2533)
府中市	都市整備部 住宅課	042-335-4458
昭島市	都市計画部 都市計画課	042-544-4413
調布市	都市整備部 住宅課	042-481-7545
町田市	都市づくり部 住宅課	042-724-4269
小金井市	都市整備部 まちづくり推進課	042-387-9861
小平市	都市開発部 都市計画課	042-346-9554
日野市	まちづくり部 都市計画課	042-514-8371
東村山市	まちづくり部 都市計画・住宅課	042-393-5111 (内3713)
国分寺市	まちづくり部 まちづくり推進課	042-325-0111 (内453)
国立市	都市整備部 都市計画課	042-576-2111 (内361)
福生市	都市建設部 まちづくり計画課	042-551-1961
狛江市	都市建設部 まちづくり推進課	03-3430-1359
東大和市	まちづくり部 都市づくり課	042-563-2111 (内1257)
清瀬市	都市整備部 都市計画課	042-497-2093
東久留米市	都市建設部 都市計画課	042-470-7762
武蔵村山市	都市整備部 都市計画課	042-565-1111 (内278)
多摩市	都市整備部 都市計画課	042-338-6817
稲城市	都市建設部 まちづくり再生課	042-378-2111 (内324)
羽村市	まちづくり部 建築課	042-555-1111 (内252)
あきる野市	都市整備部 住宅政策課	042-533-3360
西東京市	まちづくり部 住宅課	042-438-4052

●町村の担当窓口

町村名	部署名•電話番号	
瑞穂町	都市整備部 都市計画課	042-557-0599
日の出町	まちづくり課	042-588-5114
檜原村	企画財政課	042-519-9556
奥多摩町	環境整備課	0428-83-2367
大島町	建設課	04992-2-1487
利島村	環境建設課	04992-9-0014
新島村	建設課	04992-5-0212

町村名	部署名•電話番号	
神津島村	建設課	04992-8-7757
三宅村	地域整備課	04994-5-0938
御蔵島村	産業課	04994-8-2121
八丈町	総務課	04996-2-1121
青ヶ島村	総務課	04996-9-0111
小笠原村	総務課	04998-2-3111

条例に関するお問合せ

▶東京都 住宅政策本部民間住宅部マンション課 ☎ 03-5320-4913

管理状況届出制度に関するお問合せ ▶分譲マンション総合相談窓□

☎03-6427-4900



3 管理状況に応じた助言・支援等の実施

届出を行ったマンションの管理組合に対し、その管理状況に応じ必要な助言や支援等を行います。

●調査

この条例の施行に必要な限度において、届出を行ったマンションや正当な理由なく届出を行わないマンション等に対し、その管理組合又は区分所有者等の協力を得て、個別訪問を行い、マンションへの立ち入り、書類や建物の調査を行うことがあります。

調査を実施する際には、事前に、条例施行規則に 規定する「調査実施通知書」を送付し、調査の実施 予定日時、調査員の人数や担当連絡先などをお知ら せします。





●助言・支援

届出を行ったマンションの管理組合に対し、届け出られた管理状況について、必要な助言を行います。 管理組合や管理規約がない、管理者がいない、年1回以上総会を開催していない、管理費や修繕積 立金を積み立てていない又は計画的に修繕工事を行っていないことが、届出によって分かったマンション(管理不全の兆候があるマンション)等に対して、個別訪問(調査)を行うとともに、管理組合の 設立支援など管理状況に応じた支援を行います。

届出により、マンション管理士などの専門家派遣が無料で受けられます!

届出を行った管理組合は、その管理状況に応じて、管理や建替え・ 改修について、マンション管理士などの専門家による講義や個別 具体的な相談に対するアドバイスを無料で受けることができます。



~支援の内容~

- ■届出を行った要届出マンション:**1回まで**無料
- ■届出を行ったマンションのうち、管理不全の兆候があるマンション:**5回まで**無料

~専門家の無料派遣に関するお問合せはこちら~

▶分譲マンション総合相談窓口(☎03-6427-4900)

●指導・勧告

要届出マンションの管理組合等から正当な理由なく届出がない場合、届出内容が事実と著しく異なる場合又は助言によっては管理状況の悪化を防ぐことが困難である場合には、その管理組合に対し、必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することがあります。

分譲マンション総合相談窓口

都では、日常の維持管理、建替えや改修に関する様々なご相談や、 管理状況届出制度に関するお問合せにお答えする総合相談窓口を開設しています。 お気軽にご相談ください。

> 大規模修繕工事の準備は どのように進めればいい?

合意形成はどのように 図っていけばいい?

管理状況届出制度

について知りたい



マンションの専門家である マンション管理士が お答えします



相談料

分譲マンション総合相談窓口のご案内

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

203-6427-4900

来所による対面相談をご希望の方は、事前に電話にて予約の上、ご来所ください。

相談日

月曜日〜金曜日、第1土曜日及び第3日曜日

(祝日、年末年始は除く。※1) ※1 ただし、第1 土曜日、第3日曜日が年末年始を除く祝日の場合は受け付けます。

相談時間

9:00~17:00 (水曜日は19:00まで※2)※2 受付は18:00まで

メール mansion-soudan@tokyo-machidukuri.jp

FAX 03-6427-4901

所在地 東京都新宿区西新宿7-7-30 小田急西新宿 O-PLACE 2F

管理状況届出制度のご案内 令和7年2月発行

登録番号(6)26

編集・発行

東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 電話 03-5320-4913

株式会社ハップ 印刷

東京都江戸川区松江1丁目11番3号 電話 03-5661-3621



